

障がいのある子どもの就学(進学)について

大阪市教育委員会

～よりよい就学(進学)に向けて～

- 大阪市は、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことを基本とした教育・保育の推進に努めており、地域の小学校・中学校・義務教育学校で学ぶことを基本とする。
- 小学校・中学校・義務教育学校で就学(進学)相談を開始するにあたっては、自校で受け入れるという姿勢で臨む。
- 障がいのある子どもの就学(進学)先を決める際には、本人・保護者の意向を最大限尊重する。
- 通学区域の小学校・中学校・義務教育学校がすべての就学(進学)相談の窓口となり、相談や情報提供を行う。
- 障がいの状態等を把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行う。

小学校・中学校・義務教育学校への就学

- ・ 小学校・義務教育学校(前期課程)は、早期からの相談実施に向けて、平素より幼稚園、保育所、認定こども園等の就学前施設の他、医療・福祉等の関係機関との連携に努める。中学校・義務教育学校(後期課程)は、小学校等、関係機関との連携に努める。
- ・ 就学(進学)相談は、本人・保護者に寄り添いながらすすめるとともに、自校の教育方針や教育環境についての説明の他、学習の様子や学校行事等について、本人・保護者が具体的に参観できる等の工夫に努める。
- ・ 特別支援学級への入級や通級による指導の希望の有無の他、入学後の指導支援のあり方や障がいの状態等を考慮した学習内容等に関する「合理的配慮」について、合意形成と必要な共通認識の醸成を図る。その過程で、本人・保護者に寄り添い、共に考えるという基本姿勢を徹底する。
- ・ 小学校・義務教育学校(前期課程)は、就学時健康診断等の結果も参考にしながら、相談に応じる。
- ・ 就学(進学)予定児童生徒の状況や特別支援教育の校内体制について教育委員会に報告し、必要な人的配置や施設整備等の「基礎的環境整備」について申請する。
- ・ 小学校・中学校・義務教育学校は、教育・医療・福祉等の関係機関と連携し、保護者の参画のもとに「個別的教育支援計画」を作成する。また、自立活動を取り入れた教育課程の編成を行う。
- ・ 特別支援学校(府立支援学校)への就学(進学)希望があれば、小学校・中学校・義務教育学校は見学・相談の窓口となる。

－ 障がいのある子どもが就学するまでの流れ（小学校・義務教育学校前期課程） －

○就学相談の申込み

■相談開始

■学校見学等の相談の継続

※大阪市ホームページ掲載の保護者向け「就学相談リーフレット」を適宜配布し、よりよい就学に向けて相談を実施する。

■在籍予定児童の把握
■特別支援学級設置計画の作成

□学校選択制にかかる
「学校案内」の配布
(学校選択制実施区のみ)

◇特別支援学級設置ヒアリング

■特別支援学級設置計画の修正
■就学時健康診断の実施
■特別支援学級への入級の決定

◇教育支援会議の開催
◇就学先の決定

□就学(入学)通知書の送付

■入学説明会の実施
■校内委員会等の実施

■入学式

○:保護者

■:小学校・義務教育学校前期課程

□:区役所

◇:教育委員会

4月～

- ・保護者からの連絡を受け、障がいのある児童の就学相談が始まる。就学相談における個人情報の取扱いに注意する。
- ・就学先の決定は、本人・保護者にとって大きな関心事項の一つである。自校での受入れを基本として、就学相談を進める。「就学・進学相談票」に相談内容を記録する。
- ・保護者から教育相談の依頼がない場合もあるため、就学前機関と連携する等、配慮を要する子どもの把握に努める。
- ・通常学級・通級による指導・特別支援学級等、各校での学びの場についての情報提供を行う。
- ・特別支援学校(府立支援学校)への就学希望があれば、各校は見学・相談の窓口となる。
- ・学校選択制の希望については、保護者の同意のもと「通学区域の学校(自校)」「希望校」間での情報共有を進める。
- ・管理職や特別支援教育コーディネーターは、保護者の不安や疑問に丁寧に応じ、相互の信頼関係の構築に努める。
- ・保護者との相談時間は十分確保できるようにする。その中で本人・保護者の思いや願い、本人の教育的ニーズを把握し、必要な支援や配慮についての合意形成を図る。

～8月

- ・就学を希望する子どもの障がいの状況や教育的ニーズを把握し、次年度の特別支援学級の設置計画を作成する。

8月末頃～

- ・各区役所から保護者あてに『学校案内』が配布される。保護者は10月末日を期限に「学校選択制希望調査票」を区役所へ提出する。学校は丁寧な就学相談に十分注意すること。

8月末～9月

- ・各校の次年度における特別支援学級設置計画を集約する。

～11月末

- ・丁寧な就学(進学)相談を通して、適宜、特別支援学級の設置計画の修正等を行う。

11月末

- ・特別支援学校(府立支援学校)への就学を希望された場合には、教育・医療・福祉関係者等で構成される教育支援会議で、障がいの程度について審議する。
- ・就学先の決定に際し、保護者の意向を最終確認する。また、適宜、関係校園間での情報共有に努める。

12月末～1月末

- ・小学校・義務教育学校(前期課程):12月末ごろ各区役所より、保護者あてに就学通知が送付される。
- ・特別支援学校(府立支援学校):1月末ごろ大阪府教育庁より、保護者あてに就学通知が送付される。

～3月末

- ・入学準備の期間として、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」及び校内支援体制の最終点検を行う。
- ・校内支援体制の共通理解のため、ケース会議や研修等を実施する。
- ・早期からの一貫した指導・支援に向け、学年間だけでなく、校種間においても、本人・保護者の了解を得たうえで確実に個別の教育支援計画等の引継ぎを行う。

4月～

- ・入学後も、支援の充実に向けて、地域支援の活用、他、関係校園間・関係機関等と連携する等、フォローアップを行う。
- ・「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成と活用を進めるとともに、PDCAサイクルで評価・見直しを行う。

－ 障がいのある子どもが進学するまでの流れ（中学校・義務教育学校後期課程） －

○進学相談の申込み

■◆相談開始

◆学校見学等の相談の継続

※大阪市ホームページ掲載の保護者向け「就学相談リーフレット」を適宜配布し、よりよい就学に向けて相談を実施する。

◆在籍予定生徒の把握
◆特別支援学級設置計画の作成

□学校選択制にかかる「学校案内」の配布
(学校選択制実施区のみ)

◇特別支援学級設置ヒアリング

◆特別支援学級設置計画の修正
◆特別支援学級への入級の決定

◇教育支援会議の開催
◇進学先の決定

□入学(就学)通知書の送付

◆入学説明会の実施
◆校内委員会等の実施

◆入学式

○:保護者 ■:小学校・義務教育学校(前)
□:区役所 ◆:中学校・義務教育学校(後)
◇:教育委員会

4月～

- ・保護者からの連絡を受け、障がいのある生徒の進学相談が始まる。個人情報の取扱いに注意する。
- ・進学先の決定は、本人・保護者にとって大きな関心事項の一つである。自校での受入れを基本として、進学相談を進める。「就学・進学相談票」に相談内容を記録する。
- ・保護者からの依頼がない場合もあるため、小学校等と連携する等、配慮を要する子どもの把握に努める。
- ・通常学級・通級による指導・特別支援学級等、各校での学びの場についての情報提供を行う。
- ・特別支援学校(府立支援学校)への進学希望があれば、各校は見学・相談の窓口となる。
- ・学校選択制の希望については、保護者の同意のもと「通学区域の学校(自校)」「希望校」間での情報共有を進める。
- ・管理職や特別支援教育コーディネーターは、保護者の不安や疑問に丁寧に応じ、相互の信頼関係の構築に努める。
- ・保護者との相談時間は十分確保できるようにする。その中で本人・保護者の思いや願い、本人の教育的ニーズを把握し、必要な支援や配慮についての合意形成を図る。

～8月

- ・進学を希望する子どもの障がいの状況や教育的ニーズを把握し、次年度の特別支援学級の設置計画を作成する。

8月末頃～

- ・各区役所から保護者あてに『学校案内』が配布される。保護者は10月末日を期限に「学校選択制希望調査票」を区役所へ提出する。学校は丁寧な進学相談に十分注意すること。

8月末～9月

- ・各校の次年度における特別支援学級設置計画を集約する。

～11月末

- ・丁寧な進学相談を通して、適宜、特別支援学級の設置計画の修正等を行う。

11月

- ・特別支援学校(府立支援学校)への就学を希望された場合には教育・医療・福祉関係者等で構成される教育支援会議で、障がいの程度について審議する。
- ・進学先の決定に際し、保護者の意向を最終確認する。また、適宜、関係校園間での情報共有に努める。

12月末～1月末

- ・中学校・義務教育学校(後期課程):12月末日ごろ各区役所より、保護者あてに就学通知が送付される。
- ・特別支援学校(府立支援学校):1月末日ごろ大阪府教育庁より、保護者あてに入学の通知が送付される。(内部進学者は除く)

～3月末

- ・入学準備の期間として、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」及び校内支援体制の最終点検を行う。
- ・校内支援体制の共通理解のため、ケース会議や研修等を実施する。
- ・早期からの一貫した指導・支援に向け、学年間だけでなく、校種間においても、本人・保護者の了解を得たうえで確実に個別の教育支援計画等の引継ぎを行う。

4月～

- ・入学後も、支援の充実に向けて、地域支援の活用その他、関係校園間・関係機関等と連携する等、フォローアップを行う。
- ・「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成と活用を進めるとともに、PDCAサイクルで評価・見直しを行う。

就学・進学のみ

